北海道エアポート (株) 稚内空港事業所からのお知らせ



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図20000(地図画像)を複製したものである。

稚内空港周辺では、航空の安全を確保する為、一定の空域(上の図の区域)を障害物のない状態にしておく必要があり、高さ制限(進入表面・転移表面・水平表面)を設けています。(法律:航空法第49条)

対象区域内で物件等の設置工事や工事用等クレーンの使用を行う場合は、事前に北海 道エアポート(株)稚内空港事業所までお問い合わせいただければ、高さ制限表面を突 出するか否かの確認をさせていただき、回答いたします。

なお、物件等には、TV アンテナ・看板・電線・電信柱、あるいは上空に浮揚するアドバルーン等も含みます。

航空の安全確保を図っていくため、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

詳しくは、北海道エアポート(株)稚内空港事業所まで、お問い合わせください。 ※お問い合わせ先

北海道エアポート(株)稚内空港事業所

TEL: 0162-26-2080 FAX: 0162-26-2081

無人航空機の飛行制限について

有人の航空機への衝突や、落下による人等への危害を及ぼす恐れがあるため、航空法で定められている制限表面や空港上空等の空域では、無人航空機を飛行させることが原則禁止されております。無人航空機は重量にかかわらず、空港等の周辺の上空の空域において飛行させるには、許可が必要となります。

無人航空機等の飛行については、場所に関わらず法律(航空法第 132 条の 2)を遵守しなければならず、これに違反した場合は、航空法により罰則が定められています。

飛行する高さが制限表面を超えるかどうか不明の場合は、北海道エアポート株式会社稚内空港 事業所までお問い合わせください。

※お問い合わせ先

北海道エアポート株式会社稚内空港事業所

 $\mp 098 - 6643$

北海道稚内市大字声問村字声問6744番地

T E L : 0 1 6 2 - 2 6 - 2 0 8 0F A X : 0 1 6 2 - 2 6 - 2 0 8 1

e-mail: hap-wkj-unjyo@hokkaido-airports.co.jp

制限表面を超えて飛行する場合は、稚内空港事業所の許可を得てから、国土交通大臣への許可申請が必要となります。

申請先

 $\mp 144 - 0041$

東京都大田区羽田空港3-3-1

東京航空局 東京空港事務所 航空管制運航情報官

○平日 (09:00~17:00)

T E L: 0 3 - 5 7 5 7 - 3 0 2 2 F A X: 0 3 - 5 7 5 6 - 1 5 2 1 e-mail: cab-hnd-kyoka@mlit.go.jp

○夜間・休日(※緊急の飛行に限る) TEL: 0 3 - 5 7 5 6 - 1 5 3 1 FAX: 0 3 - 5 7 5 6 - 1 5 2 8 e-mail:cab-hnd-jouhou@mlit.go.jp